

第四号

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部改正について

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例（平成二十六年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

表徳島県指定難病審査会の項中「六人」を「十人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

医療費助成の対象となる難病が追加されたことに鑑み、新たに指定された難病に関し学識経験を有する者を委員に任命するため、徳島県指定難病審査会の委員を増員する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。